

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円の給付を行います。給付金を受け取るには手続きが必要です。

☎福祉課 生活支援班 ☎ 0820 (77) 5505

対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

住民税均等割非課税世帯

令和4年9月30日時点で周防大島町に住民票があり、世帯全員の令和4年度の住民税(均等割)が非課税である世帯。

※住民税が課税されている方の扶養に入っている方みの世帯は対象外。

家計急変世帯

令和4年1月から12月までの家計が予期せず急変し、同一世帯に属する方全員が「住民税非課税世帯相当^{*}」にあると認められる世帯。

※世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1カ月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(例)単身世帯：93万円以下

3人世帯：168.4万円未満(※例は目安です)

申請手続き等

町から届いた確認書の提出(返送)が必要です

対象となる世帯の世帯主宛に町から「確認書」を送付しています。同封の記入例に従い、必要事項をご記入の上、令和5年2月15日(水)までに同封の返信用封筒にて郵送するか、福祉課または各総合支所・出張所へ提出してください。

※期限を過ぎると支給はできません。

※不備があると支給が遅れてしまいます。記入例をよくご確認ください。

※税の申告をしていない方、令和4年1月2日以降に世帯員の中に転入した方がいる場合や課税されている方と死別等した場合は、申請が必要です。

申請が必要です

福祉課および各総合支所に備え付けています申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に福祉課または各総合支所へご提出ください。なお、申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。

■申請期間 令和5年2月15日(水)まで

ご注意ください!

○住民税が課税されている方に扶養されている方みの世帯であるにもかかわらず給付金を受給した場合、詐欺罪(不正受給)に問われます。

○電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。